○関東地方整備局告示第百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十五日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第二千百七十二号川口都市計画道路事業三・四・六十五号環状中央通り線

三　事業施行期間　自平成五年十一月十六日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十五日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年関東地方整備局告示第五十号所沢都市計画道路事業三・三・一号飯能所沢線

三　事業施行期間　自平成十七年二月十八日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十七年関東地方整備局告示第五十号及び平成二十二年関東地方整備局告示第百五十六号の事業地のうち字峰を字峯に改める。

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十五日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年関東地方整備局告示第三百十二号春日部都市計画道路事業三・四・十二号大場大枝線

三　事業施行期間　自平成十九年十月五日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十九年関東地方整備局告示第三百十二号の事業地のうち大場を大場字前野、字前及び字裏に、大畑を大畑字前及び字砂間に、大枝を大枝字屋敷前に改める。

使用の部分　平成十九年関東地方整備局告示第三百十二号の事業地のうち大畑を大畑字前に改める。

○関東地方整備局告示第百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十五日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年関東地方整備局告示第三百十二号春日部都市計画道路事業三・四・十二号大場大枝線

三　事業施行期間　自平成十九年十月五日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十九年関東地方整備局告示第三百十二号の事業地のうち大場を大場字前野、字前及び字裏に、大畑を大畑字前及び字砂間に、大枝を大枝字屋敷前に改める。

使用の部分　平成十九年関東地方整備局告示第三百十二号の事業地のうち大畑を大畑字前に改める。

○関東地方整備局告示第百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十五日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十六年建設省告示第二千九十五号和光都市計画、朝霞都市計画、新座都市計画、志木都市計画、富士見都市計画、川越都市計画、狭山都市計画、入間都市計画、所沢都市計画及び東松山都市計画下水道事業荒川右岸流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十六年十二月二十四日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十五日

関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年関東地方整備局告示第八十八号本庄都市計画及び児玉都市計画下水道事業利根川右岸流域下水道

三　事業施行期間　自平成十七年三月十八日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○北陸地方整備局告示第六十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十五日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
富山県下新川郡入善町上野二八三番から魚津市江口字東城一八七六番二まで	前	A	一一・八〇～一二二・二二	七五・五〇メートル	一三・〇二四キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	一九・〇〇～一四・二〇四		
	後	A	一一・八〇～二二・二二	七五・五〇	一三・〇二四	
		B	一九・〇〇～一四・二〇四		

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所